

地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について 寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

平成30年4月11日（水）～平成30年5月10日（木）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 財政局税政部税制課（本庁舎5階）
- イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）
- ウ 各区役所総務企画課（広聴係）
- エ 各市税事務所
- オ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<http://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/pia3.html>

3 意見の受付方法

- (1) 郵送
- (2) 持参
- (3) F A X
- (4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0名	0名	0名	1名	1名

(3) 意見総数

18件

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要と札幌市の回答

(平成30年4月11日～5月10日実施)

1 地方税賦課徴収事務及び評価書に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
1	2016年12月15日付の平成28年度個人情報保護委員会規則第五号の第2条4では、独自利用事務では地方税関係情報は、提供を求めることについて本人の同意がない場合は、提供ができないことが規定されていると聞いている。条例による独自利用事務では、すべて「本人同意」がないと、情報提供ネットワークシステムで地方税関係情報の提供はできないのではないのか。	独自利用事務については、番号法第19条第8号の要件を満たすものは情報提供ネットワークシステムを使用した他機関との情報連携が可能とされており、その場合はお見込みのとおり、地方税関係情報については、地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意が必要となります。 なお、今回新たに委託を行う事務は番号法第19条第8号によるものではなく、番号法第19条第9号によるeLTAXを用いた情報連携に係るものであり、当該事務においては納税者が情報連携の適用可否を選択できる制度は設けられておりません。
2	情報提供ネットワークシステムでの地方税関係情報提供を拒否するための様式(提供しません・アクションシート)は用意されているか。	番号法第19条第8号による情報提供については本人の同意を得て行うものでありますが、本人同意の確認方法やその書式については各情報照会者がそれぞれ定めております。
3	札幌市は「地方税法」に則り、市税、住民税を賦課徴収している独立した公共団体として市民の為に行政事務をおこなっている。市民の税情報を含む個人情報を、国やセキュリティ・リスク管理の異なる他の自治体に提供し連携することは、市民の個人情報の漏えい・流失の危険があり非常に危険であると考え、情報提供連携するべきではないのではないのか。	今回新たに委託を行う事務は、番号法第19条第7号及び第8号に規定された情報提供ネットワークシステムによるものではなく、番号法第19条第9号によるeLTAXを用いた情報連携に係るものです。 番号法第19条第9号において、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じることが求められており、eLTAXを用いた情報連携については、当該政令に定められた安全確保措置が講じられております。
4	先般、総務省は「住民税特別徴収用紙」に従業員の個人番号を記載する必要はない、と発表した。個人番号を提供しない旨を選択している市民・従業員もいることを認識し、「自己情報をコントロールする権利」に基づき、特定個人情報を活用する際には全て「本人同意」を得ることが必要と考える。	特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)に関しては、様式について規定する地方税法施行規則が改正され、書面による同通知書については当分の間個人番号を記載しないとされたところで、番号法第14条により、個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができます。
5	「年金」から健康保険料や介護保険料を天引きしていることについて。まったく本人同意が無く、(勝手に)年金から徴収(天引き)していることは番号法にも、条例にも違反しているのではないのか。「本人同意」は不要なのか疑問である。 データ入カミス(契約違反の再委託も)で、年金支給ミス事故事件多発の「日本年金機構」は、いまだマイナンバー・個人番号の連携を行っていないはずなのに、「本人の同意」無しに年金情報を提供し、年金天引きすることは、違反・違法ではないのか。	国民健康保険料の年金からの天引きについては国民健康保険法第76条の3第1項、介護保険料の天引きについては介護保険法第135条第1項に規定されております。年金から各種保険料を天引きすることにより、年金受給者の方々が個別に金融機関に納めに行く必要が無くなることから、年金受給者の方々の負担を軽減できる仕組みとして行なわれているものです。また介護保険法第134条1項により、年金保険者(日本年金機構)は、老齢退職年金給付の支払を受けている者であって65歳以上のものの氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村に通知しなければならないと規定されており、個人番号による連携は行われておりません。
6	「自己情報コントロール権」に基づき、今回の「行政事務」についても「本人同意」を原則として、特定個人情報を提供・連携しない「選択肢」を示す必要があるのではないのか。その場合の「様式」があれば、市民に周知するべきではないのか。	今回の「行政事務」とは、eLTAXを用いた情報連携のことと思われませんが、当該事務については納税者が情報連携の適用可否を選択できる制度は設けられておりません。
7	今回の個人情報保護再評価の意見公募は、主にeTAXに関する個人番号・情報を連携するためのリスク評価であるが、税情報に関する特定個人情報情報の利用提供連携は本来、「目的外利用」ではないのか。 利用を同意した申請者以外の税情報を提供・情報連携することはできないのではないのか。	eLTAXを用いた情報連携については、国税・地方税間の情報を正確かつ効率的にやりとりすることができ、より正確な所得把握等の実現、より正確な行政が実現するものであり、番号法第19条第9号により特定個人情報を提供することが認められております。 なお、当該事務については納税者が情報連携の適用可否を選択できる制度は設けられておりません。
8	業務の委託・再委託のリスクが大きすぎる。責任の所在や漏洩流失のリスクとその損害賠償を具体的に提示するべきだ。	委託先については本市に監督責任があり、再委託先については委託先が責任を負うこととなります。 なお、セキュリティ対策については、総務省が定めた政令に沿って実施しております。 万が一個人情報が流出した際の対応は、事件・事故の内容により異なりますが、本市の関係部や委託先が連携して事態の把握や被害の拡大防止に取組みます。また、個人番号が流出した場合は、番号を変更することで被害の拡大防止を図ります。損害賠償や補償については事案の内容により個別に判断することとなります。
9	神奈川県藤沢市ストーカー殺人事件では、ストーカー被害者情報は住民基本台帳上では情報閲覧及び公開も不可となっていたにもかかわらず、地方税担当者から情報漏えいし、事件となってしまったようだが、このような事案が無いといえるのか不安である。	神奈川県逗子市で発生した事件のことと思われますが、このような事件が発生したことを踏まえて、本市においては第三者への個人情報漏えいを防止するための職員への指導を徹底しております。

10	自治体によってセキュリティレベルが異なると思われるので個人番号を含め特定個人情報提供連携は、実施するべきではない。	情報提供に際し、情報照会者及び情報提供者は、直接に情報提供の求めを行うのではなく、情報提供ネットワークシステムを介することを原則とされております。 また、情報提供ネットワークシステムは、番号法上許される情報提供であること、そして情報照会者及び情報提供者が特定個人情報保護評価の規定を遵守していることを確認した後でなければ、情報提供の求めがあった旨を、情報提供者に対して通知しないものとする事で、適法な情報提供を実現するものであります。
11	特定個人情報ファイルの取り扱い委託について、6件の内容が不明である。また、責任の所在はどこにあるのか。	6件の内容は評価書15ページから20ページに記載されている委託事項1から委託事項6の項目となります。 また、委託先については本市に監督責任があり、再委託先については委託先が責任を負うこととなります。
12	委託先からの再委託を認めるのは、さらに危険性を増すことになるのではないのか。 「日本年金機構」の再委託データ入カミス・契約違反再委託問題を見ても、安全が感じられない。委託契約後のチェックはどうなるのか。	「eLTAXとのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務」における再委託については、委託先からの申請があった場合に委託内容や管理体制を確認の上、申請を認めるか判断するものであります。再委託先はシステム運用主体である地方税電子化協議会が業務体制等を審査し、eLTAXサポート事業者として認定した業者に限られております。 委託内容についても端末機器の保守作業や導入支援等といった一部の業務であり、再委託先は特定個人情報を保有しません。 本市は委託契約後においても適宜業務執行状況の確認を行い、適切な業務の遂行が行われるよう委託先の監督を行います。
13	認定委託先事業者における措置について、特定個人情報保管を委託するセキュリティの確認はどこが責任をもって行うのか。	委託先は少なくとも年一回システム運用主体である地方税電子化協議会による外部監査を受検し、総務省が定めたセキュリティ対策が実施されているか確認が行われること、また、本市においても委託先のセキュリティ保全の対策状況について定期的に報告を受けることとしております。
14	特定個人情報の消去の確認はいつ・誰が行うのか。	委託先との契約の終了またはデータの保存期間満了の際に、本市が委託先に指示を行いデータ消去を実施することとしておりますが、データ消去作業後に本市が委託先から報告を受け、データ消去が確実に実施されたか確認いたします。
15	リスク対策の「十分である」と「特に力を入れている」の差はなにか。	本市ではこれまでも個人情報保護について特に力を入れて取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策については「特に力を入れている」、今回の制度導入により新たに実施されたリスク対策については「十分である」という記入としています。

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
16	この意見提出に年齢・性別表示の必要性はあるのか。またこれらの情報も札幌市にデータ蓄積されるのか。	ご意見の概要を公表する際に、住所・氏名は公表せず、年代及び性別のみを掲載させていただくため、記載をお願いしております。またこれらの情報は、いただいたご意見と共に、適切に保管しております。
17	マイナンバー制度の説明に「国民一人一人に…」という記載があるが、日本に住む一定の外国人にも付番され利活用されている制度ではないのか。	国の広報資料を参考に記載したのですが、ご指摘のように国民に限定されるものではありませんので、今後の意見募集の際は表現を改めさせていただきます。
18	国の個人情報保護委員会は、個別の公開質問状に回答しなかった、と聞いている。 国民市民の個人情報保護措置についての質問・疑問を受け付けない(特定)個人情報保護委員会と、自己情報コントロール権を侵害するシステムに、市民の個人情報を提供し連携する札幌市は、どんなにリスク管理・セキュリティ管理をおこなっても市民の安全を守らない・守れないといわざるを得ない。	マイナンバー制度においては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、法制度とシステムの両面から、必要な対策が講じられています。本制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するとともに、行政の効率化につながる重要な社会的基盤となるもので、法ですべての地方自治体に対応が義務付けられております。